

## オスプレイの普天間飛行場配備と低空飛行訓練に反対する会長声明

- 1 米国政府は、普天間飛行場に垂直離着陸機MV-22オスプレイを配備することを計画し、本年7月23日、多くの市民や関係自治体が懸念や反対の意思を表明する中、12機のオスプレイを岩国基地へ陸揚げした。日本政府は、普天間飛行場を抱える地元沖縄の反対の声や全国知事会等が表明している安全性への懸念をよそに、「安全性が確認された」としてオスプレイの日本国内での運用に合意し、岩国基地では9月21日に試験飛行が開始され、今後普天間飛行場への配備が強行されようとしている。配備後のオスプレイは、沖縄本島のほぼ全域を飛行するのみならず、本州以南の全国7ルートで低空飛行訓練することが予定されており、九州北部を通る「イエロールート」には本県北部（延岡市、日之影町、諸塚村、椎葉村）が含まれるとみられている。
- 2 オスプレイは、開発段階から事故を繰り返し、2005年に量産体制に移行した後も事故が絶えず、最近も、本年4月モロッコでの訓練中に墜落、6月にも米国フロリダ州で訓練中に墜落して乗組員が死亡・負傷し、7月には同ノースカロライナ州で民間空港に緊急着陸するなど、事故・トラブルが発生している。

同機は、オートローテーション機能（エンジン停止時にプロペラが回転して安全に着陸する機能）の欠如や、回転翼機モードと固定翼機モードの飛行モード切替時の不安定さなど、専門家から安全性に構造的な欠陥があることが再三指摘されているところである。

したがって、上記事故が仮に米軍が強調する「人為的ミス」を原因とするものだったとしても、事故発生危険性を軽視することはできない。
- 3 沖縄県宜野湾市の市街地に位置する普天間飛行場は、「世界一危険な飛行場」と評されているところ、2004年8月には、米軍の大型ヘリコプターCH-53Dが沖縄国際大学敷地内に墜落する事故が起き、危険が現実のものとなった。

オスプレイの配備は、このような普天間飛行場の危険性をよりいっそう増大させるものである。
- 4 また配備後に予定されている低空飛行訓練のルートは、そもそも日米地位協定に基づく提供施設・区域ではない。その上、夜間（午後10時から翌午前7時）には地上約150メートル、それ以外の時間帯は地上約60メートルでの飛行が想定されているところ、これはわが国の航空法が定める最低安全高度（人口密集地300メートル、それ以外150メートル）を大幅に下回るものである。墜落事故の危険はもとより、騒音や回転翼によって発生する強い下降気流などによる環境への悪影響も強く懸念されている。

本県北部にかかる低空飛行訓練ルートは、以前から米軍機が年平均約250回飛行していることが判明しており、同ルートをオスプレイが低空飛行することに関係自治体や住民は懸念や不安を募らせている。

この点米国ニューメキシコ州のキャノン空軍基地におけるオスプレイの低空飛行訓練計画や同ハワイ州でのオスプレイ訓練計画は、考古学的な資源への影響、騒音や安全性に対する地元住民の不安、希少生物の生息環境破壊への懸念などから、中断ないし一部取りやめられるという事態となっている。

5 日米両政府は、オスプレイ運用にあたり、日本の航空法で定められた飛行高度を守ることや人口密集地の上空を回避することなどを柱とする「安全策」を公表していたが、試験飛行初日にオスプレイがさっそく下関市の市街地上空を飛行したことが確認されており、過去実際に米軍機が事前合意を無視する飛行を繰り返していることに照らしても、「安全策」は画餅というほかなく、全く信頼できない。

6 このようなオスプレイの配備に対し、沖縄県内41市町村議会の全てがこれに反対する意見書や決議を可決し、本年9月9日には、沖縄県宜野湾市においてオスプレイ配備に反対する県民大会が開催され、約10万人が参加した。まさにオスプレイ配備反対は沖縄県民の総意、ひいては、国民の総意と言っても過言ではない。

また本年7月19日には、全国知事会が、関係する自治体や住民が懸念している安全性について未だ確認できていない現状においては受け入れることはできないとの緊急決議を挙げ、本県知事も、国から納得のいく説明がなければ本県北部上空も通るとされる飛行訓練に反対する考えであることを表明しているところである。

7 今般のオスプレイ配備強行と低空飛行訓練は、沖縄県民並びに本県を含む飛行ルート上の各地域の住民の生命、身体、財産に対する重大な侵害のおそれを生じさせるものであり、憲法が保障する幸福追求権の一内容である人格権（13条）、平和のうちに生存する権利（前文、9条、13条等）の精神に反すると言わざるを得ず、到底看過できない。

これらの権利を確保する責務を国民に対して直接負っている日本政府には、米国政府に対して必要な措置を講ずるよう求める責務がある。

そして、米軍について、航空法の多くの条項を適用除外とするなど、わが国が主体的に主権を行使することを制度上制約している不平等で不合理な日米地位協定は、抜本の見直しが急務である。

8 よって当会は、今般のオスプレイの普天間飛行場への配備と低空飛行訓練に反対し、米国政府に対して、オスプレイの普天間飛行場への配備計画を即時撤回するよう求めるとともに、日本政府に対して、オスプレイの日本配備を白紙に戻すべく真摯に米国と交渉するよう求めるものである。

2012（平成24）年9月28日

宮崎県弁護士会 会長 松田幸子